

## 手話言語理解促進動画作成業務委託仕様書

### 1 業務の目的

令和5年2月県議会において、山梨県手話言語条例が成立し、県は手話言語を使用しやすい環境の整備を推進する責務を有している。本県では、山梨県聴覚障害者情報センターを通じて、手話通訳者の養成や手話サークルの紹介など、普及に関する取り組みを行っているが、更なる手話言語の理解及び普及等に関する施策を講ずる必要がある。

本事業では、手話言語の歴史や、簡単な手話等を紹介する動画を作成し、より多くの県民が手話言語について知る機会を増やすことを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 動画の企画・作成

受託者は、動画1本を作成する。

動画の企画・構成・脚本は、事前に県と協議した上で作成すること。また、取材先の選定・調整等も行うこと。

動画の納品は、インターネット上で配信可能な状態で、県の指定する方法とすること。

※サムネイルの作成など、視聴者の興味を引くような工夫をこらすこと。

#### (2) 動画のコンセプト

学校等でも活用できるよう、小学校高学年以上の興味を引き、手話言語の認知度向上に資する動画を目指す。

※映像素材は、アニメ、実写、CG等種類を問わないが、小学校高学年以上が興味を引くような工夫をこらすこと。

#### (3) 動画の構成

##### ① 手話言語の紹介（8分程度）

条例制定の背景や、手話言語の歴史・特徴・意義等について紹介すること。

##### ② 手話の実演（スタジオ収録）（8分程度）

あいさつや日常で使う手話について紹介すること。

##### ③ 手話の実演（現場収録）（8分程度）

実際の場面（困っている人に声をかけるなど）で使う手話について紹介すること。

最後に、手話通訳者・手話通訳士の業務について紹介すること。

#### (4) 留意事項

ろう者やろう児等も視聴できるよう、全てに字幕を入れ、手話通訳者をつけること。

動画は、県が管理する施設や学校など公共性が高いと判断される場所及び関連するイベントで上映するとともに、県の公式YouTubeチャンネル「山梨チャンネル」に無期限で公開する。

### 3 業務実施計画

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県と協議すること。

#### 4 粗編集確認業務

2回（別途、指定する期日までに動画イメージをデータで提出）

#### 5 成果物

- (1) 業務完了届（様式任意）
- (2) 実績報告書（様式任意）
- (3) 作成した動画（DVD 1部、データファイル）
  - ※データファイル：2（3）①～③の3種類
  - ※DVD：上記ファイルを連結させた総集編
- (4) 撮影素材一式
- (5) その他（打ち合わせ記録、各種ドキュメント等）

#### 6 著作物の帰属

本業務により作成された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製及び頒布できるものとする。

成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

#### 7 特記事項

- (1) 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務実施に必要と認められる業務については、県と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議の上で対応することとする。